

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ 申35号及び申3号 団体交渉（1回目）を行う！その①

【申3】1. 新型コロナウイルス感染状況等を踏まえた現状認識について明らかにすること。

組合：あらためて現状に対する認識を聞きたい。

会社：第1波と同じぐらいの感染者が出ているが、検査や医療機関の体制などの環境が違うので我々の方で第2波だとか、そういったところの明言は避けたいが、引き続き注視していかなければいけない状況だと認識している。

組合：首都圏の駅に地方の観光ポスターを掲示したことが大々的に取り上げられた。これだけ首都圏で感染者が拡大をしている中で地方へ誘客することは今の流れと逆行している。

会社：状況については県知事の発信、あるいは地元の観光協会の受け止めなど、色々この件に関して受け止めはある中で、その状況を踏まえながら当社としても対応していかなければならない。

組合：4～6月の決算状況も含め、現状がどうなっているのか示せば示してもらいたい。

会社：4月、5月は1,000億円程度ずつの減少が生じている。6月も1,000億円に近い減収になっているところで、それを見据えてもかなり厳しい状況にある。

【申35】1. 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（第1版）」の制定を踏まえ、当社における対策や対応等の現改について明らかにすること。

組合：5月14日の第1版と7月8日の第2版の現改比較として把握をしているものがあれば示されたい。

会社：例えば混雑時間帯に比較的空いている車両又は列車の利用促進、可能な限りお客さま同士の間隔の確保の案内、電子決済の利用促進、あとは路面電車について書かれたこと、熱中症の関係などが主な変更点であった。

組合：第2版に基づいて今紹介のあったことの部分で会社として対策をあらためて行ってきたものはあるか。

会社：ガイドラインが出たから当社がというのは対の関係と言うと少し違うことになる。

【申3】2. 新型コロナウイルスと共存する時代の「ニュー・ノーマル」の考え方を踏まえた今後の感染症防止対策等について明らかにすること。

組合：ニュー・ノーマルに対する考え方が現時点で何かあれば示していただきたい。

会社：全体的に言えば、接触、飛沫による感染防止のためにお客さまに利用いただきながら、どういったことをやっていただくべきか、あるいは社員がどういったところに注意して事業の職務を果たしていくか、そういったところをしっかりとやっていくということかと思っている。

組合：共存する時代と言われており、これに沿って具体的に本社として指示をしている対策等はあるのか。

会社：社員の発意・発想の転換だとか、発意を生かしていくというところを通じながら変革の歩みをスピードアップしていかなければいけないというところで申し上げている。

組合：新たに今後の感染症防止対策として考えているようなことは現時点で何かあるのか。

会社：マスク着用、消毒、換気などに尽きる。そういったところを時々の感染状況を踏まえながらやっていく。

組合：現行も含めて密になっている箇所等も多々見受けられる。そこに対して今後どのように対策をしていくのか。

会社：三密防止対策など各職場、各支社で行っている。各支社で職場にあったもので対策をしていただきたい。

【申35】2. 運転本数削減（5月13日公表）の理由と判断基準について明らかにすること。

4. 緊急事態宣言の継続を踏まえ、首都圏における通勤時間帯の列車本数の削減及び首都圏における全ての特別急行列車の運転とりやめを早急に実施すること。

【申3】3. 東京都近郊の感染者拡大を踏まえ、深夜帯における一部の列車運行を取止め間引き運転を実施すること。

組合：当時、運転本数削減を公表したときの判断基準を聞きたい。

会社：ゴールデンウィーク後の通常通りのときにお客さまがどれだけ利用されているのかを判断したうえで公表した。

組合：通勤時間帯における列車本数の削減と特急列車の運転取止め、深夜帯の一部の列車運行を取止めて間引き運転の実施を求めている。その点の考え方についてはどうか。

会社：列車設定に関してはお客さまに約束している列車という公共交通機関として使命がある。お客さまに約束しているダイヤ設定なので、非常に慎重に進めていかなければいけない内容だ。

組合：この感染が広がっているときに判断することも必要なのではないか。

会社：一時的な利用状況等で考えるのではなく、お客さまの理解を得られるダイヤ設定等を検討していきたい。

組合：今、判断しなくていつするんだ。感染者が増えている、これは事実だ。この現実に対してどう判断するのか

会社：主張としては受け止めるが、会社として直ちに減便は考えていない。

組合：私たちは早い段階から申し入れもして求めてきた。その状況の中では非常に判断が遅かったというのが私たちの判断になる。結果的には非常に判断が遅かったと社員もお客さまも見ている。

会社：公共交通機関としてきちんと慎重に判断した結果が5月13日という段階でなったのは事実である。今後も安心して乗車していただく、また、約束した電車はきちんと運行するのが私たちの使命だと考えているので、社員、また、お客さまに迷惑のかからないように見定めたいので、できる段階で示していけたらと考えている。

組合：緊急事態宣言の有無に係わらず深夜帯だけでなく通勤時間帯の列車本数の削減、首都圏における特別急行列車の運転取止めは必要だと思っている。安全と健康を第一に要求していることはあらためて伝えておく。

会社：了解。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ 申35号及び申3号 団体交渉（1回目）を行う！その②

【申35】3. 運転本数削減に伴う乗務員運用と勤務の取扱い等について明らかにすること。

組合：運転本数を削減した場合の運用と勤務の取扱いに対する考え方があれば示してもらいたい。

会社：その時の職場によって様々な状況があるので、その状況に合わせて勤務、乗務員の運用は設定していきたい。

組合：当直助役が場合によって乗るという考え方が一部の支社で示されているが、この考え方は。

会社：基本的に管理者はマネジメント業務だと思っているが、何かあったときにいつでも対応できるように乗務の訓練という形で今回、一部の支社で始めている。できるところから様々なところで行っていきたい。

組合：あくまでも管理者はマネジメント業務が基本であって、突発も含め何かあったときのために、しっかりとそのような体制を整える一環として動き出しているということではないか。

会社：そうなる。

組合：自宅待機、出勤予備者、職場待機者がいたり、今後、休業を指示されるような方がいたり、そういう人がいる中で管理者が逆に乗務をするということは違う。そこはぜひ踏まえてもらいたい。

会社：了解。

【申35】5. 緊急事態宣言の解除を踏まえ、各地方における列車本数の削減は行わないこと。また、みどりの窓口の営業時間短縮や出改札業務等において縮小している業務については、通常通りの業務体制に戻すこと。

組合：一定程度収束している地域での列車本数の削減は現時点でもしていないが、それは無いということではないか。

会社：感染状況等、お客さまの利用状況等踏まえて列車設定等をしていきたい。

組合：コロナに限って収束している場所では当面の間は削減しないと求めているので、その点だけ理解してもらいたい。駅のみどりの窓口の関係だが、通常通りの業務体制に戻していくべきだと要求をしている。それはどうか。

会社：会社の回答としては、前回の考え方と全く変わっているものではなく、駅でも社員の感染のリスクを抑えたいうえで、しっかり営業をしていくという観点で今実施しているものである。

組合：窓口を開けながら、お客さまが少なくなっている部分は創造的な業務をしていけばいいだけの話であって、窓口の営業時間を戻さないとはいらないのではないか。

会社：コロナ前に直ちに同じ形になるということは想定しづらい中で、今の体制で引き続きやっていくことが可能だということであれば、それを前提として様々な状況を踏まえながら判断していくことになると考えている。

組合：お客さまは元に戻ることを望んでいる。まずは窓口の営業時間を戻すことも前向きに検討してもらいたい。

会社：了解。

【申35】6. 令和2年度新規採用社員の現時点の対応及び今後の考え方について明らかにすること。

組合：従来やっていた最初の研修ができなかったところからすると、どのように認識しているのか。

会社：新白河に一堂に集めることが適当でない状況になっていたことから、自宅での学習、必要な教育を実施しながら現場でのOJTも進めている状況である。これまで学ぶことができなかったところはフォローしていきたい。

組合：例えば自分が配属された線区の駅名もわかっていない方が切符を売る状態が創り出されている。今後、教育・研修内容を含めて見直しをしていくような考え方は持っているのか。

会社：できたことできなかったことはあると思うが、その中でできる対応をしてきた。今回如実に出てきた部分はあると思うので、ここは同じくPDCAを回していく中で必要な改善を図っていく必要はある。

組合：研修での始終業時刻の確認はちゃんとされていたのかということを確認したい。

会社：……。

組合：労働時間管理の捉え方が本社としてそういう見解であればそれはどうなのか。

会社：新入社員研修の勤務の取扱いについてはいただいている部分もあったので、少し確認をして伝えたい。

持ち帰り回答！

【申3】4. 乗務員等に対する列車折返し時及び閉鎖時間帯を活用した職場外（列車内、ホーム等）におけるの消毒作業の要請は行わないこと。

組合：各地方で消毒作業を行っているが本社主導としてやっているのか。また、勤務で行っているのか。

会社：各個々の職場、また、地区、様々なところで社員の声から行うということで、特段本社が指示をするのではなく、お客さまに安心して利用いただけるように消毒を行っているということであり、勤務として行っている。

組合：仙台駅構内の消毒大作戦では非番の方に呼び掛けているがどうなのか。

会社：非番であっても基本的に本人が手を挙げて管理者が業務を指示すれば労働時間の中で行うことも有り得る。

組合：折返し時に行っているというのは、乗務員に対して要請しているものなのか。

会社：乗務員が自ら折返し時間で消毒を強要してというものではない。

組合：出区点検時に窓開けを実施するよう言われているが出区点検の時間が変わっていないではないか。

会社：お願いする形で、必ずやれという指示ではないと認識している。業務指示ということであれば労働時間として捉えて会社としてもきちんと対応していかなくてはいけないと考えている。

申3号 5項～7項は次回交渉での議論になります